

公調委平成27年（ゲ）第2号

郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた神経衰弱状態、不眠、イライラ感、頭や体の疲労感、頭重感、頭痛、めまい、内臓の締付けといった身体的症状及びふさぎ込み、気力がわからないなどの精神的症状は、被申請人が営業する福島県郡山市〇〇町●●●△丁目▲ー□所在のa店に設置されている空調用室外機2台及び冷凍用室外機1台から発生する低周波音によるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人に生じた神経衰弱状態等の身体的症状及びふさぎ込みなどの精神的症状は、被申請人が営業する店舗に設置されている室外機から発生する低周波音によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人

申請人は、平成17年3月以降、肩書住所地（別紙1「地図」中「b(A)」と記載された部分）に居住している（争いがない事実、職1。以

下、申請人が居住する建物を「申請人宅」という。) 。

イ 被申請人

被申請人は、福島県郡山市〇〇町●●●△丁目▲ー□（別紙1「地図」中「c」と記載された部分）所在のa店（以下「本件店舗」という。）を営業する株式会社である（争いがない事実、職1）。

- (2) 被申請人は、遅くとも平成16年12月頃以降、本件店舗を営業している（争いがない事実）。
- (3) 本件店舗には、別紙2「被申請人店舗敷地図」の①及び②付近にそれぞれ空調用室外機が設置され、同敷地図の③及び④付近にそれぞれ冷凍用室外機が設置されている（以下、同敷地図の①付近に設置されている空調用室外機を「本件空調用室外機1」と、同敷地図の②付近に設置されている空調用室外機を「本件空調用室外機2」と、同敷地図の③付近に設置されている冷凍用室外機を「本件冷凍用室外機1」と、同敷地図の④付近に設置されている冷凍用室外機（小型）を「本件冷凍用室外機2」といい、これらの空調用室外機及び冷凍用室外機を併せて「本件各室外機」という。争いがない事実、甲1ないし甲5、甲19、職1。なお、申請書並びに甲1ないし甲5及び職1によれば、前記第1の1において申請人が指摘している冷凍用室外機は本件冷凍用室外機1であると解される。) 。
- (4) 当裁定委員会は、職権により、株式会社dに対して、本件における被害と発生源の関係等を把握することを目的として、騒音・低周波音の状況等の測定を委託し、高橋幸雄専門委員（以下「高橋専門委員」という。）の指導助言のもと、同社は、平成28年2月8日午後9時から午後10時までの間及び同日午後10時45分から午後11時15分までの間、本件各室外機近傍、申請人宅2階寝室及びこれらの場所の中間地点において、騒音及び低周波音を測定する調査を同時に実施し、かつ、申請人は申請人宅2階寝室において自身の体感を記録した（以下「本件職権調査」という。職2、審問の全趣

旨)。

2 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人の加害行為

本件店舗には空調用室外機 2 台及び冷凍用室外機 1 台が設置されており、24 時間にわたり、これらの室外機から低周波音が発生している。

なお、上記の空調用室外機 2 台及び冷凍用室外機 1 台は架台の上に設置され、その架台はコンクリートの土台の上にじかに設置されているところ、そのコンクリートの土台は水平ではないし、空調用室外機 2 台と架台との間の防振ゴムは劣化し、冷凍用室外機 1 台と架台の間には防振ゴムが設置されていない。また、平成 22 年 6 月 1 日、本件店舗西側に老人介護施設「e」が建設され、本件店舗の室外機の前方約 1 m 先に、高さ約 2 m、長さ約 10 m 以上のコンクリート壁が設置され、このコンクリート壁が空調機による低周波音を反響して増幅させている可能性がある。

イ 申請人の被害

申請人は平成 25 年 4 月頃からエンジンのアイドリングのような低い持続音が聞こえるようになり、次第に頭重感が起きるようになった。その後、申請人は、回転性のめまい、歩行困難、おう吐のほか、イライラ感や、心臓や胃袋が締め付けられるような感覚を伴うようになり、次第に熟睡することができず、けん怠感や気力がわからないなどの症状が出たため、平成 27 年 1 月、医師に診てもらったところ、神経衰弱状態であることや不眠も見られ、疲弊しているとの診断を受けた。

ウ 加害行為と被害との因果関係

(ア) 本件店舗の室外機による低周波音の到達

平成 25 年 12 月、郡山市環境保全センターは、低周波音が発生すると思われる複数の場所（f のラジオ鉄塔、g、変電施設、国道■号線バ

イパス等)を測定し、低周波音が出ていない旨回答した。また、申請人宅の東隣であるB宅及び西隣であるC宅に、それぞれエコキュート又は石油暖房ボイラーがあり、これらの設備には防振ゴムを敷いてもらったが、その後も低周波音が継続している。

郡山市環境保全センターは、平成26年6月20日及び平成27年1月6日、それぞれ本件各室外機近傍及び申請人宅1階居間等において低周波音を測定し、いずれも本件各室外機近傍において参照値を上回る低周波音が測定されており、郡山市環境保全センターの担当者はこれらの測定結果が正当である旨述べている。申請人はこれらの低周波音が申請人を苦しめている低周波音と同じものであると感じたし、郡山市環境保全センターの担当者は、申請人が訴えている低周波音は本件店舗からのものである可能性が高い旨述べている。また、郡山市環境保全センターによる上記各測定の際、B宅のエコキュート及びC宅の石油暖房ボイラーはいずれも稼働を停止していた。さらに、申請人は、平成27年4月24日から同年5月2日まで申請人宅を離れ、申請人宅に戻ってきた後数日にわたって低周波音が聞こえなかったが、その際は本件店舗の室外機が稼働していなかった。

なお、申請人宅と本件店舗とは直線距離にして約100m以上離れているが、それでも低周波音が聞こえる要因として、前記アのコンクリート壁による反響と増幅のほか、申請人宅や本件店舗の周辺地の地盤が軟らかいことが考えられる。

(イ) 本件職権調査の結果について

本件職権調査の際、本件店舗の室外機の出力が抑えられており、このことは郡山市環境保全センターによる平成26年6月20日及び平成27年1月6日の各測定の際の本件店舗の室外機から発せられている低周波音の音圧レベルと比較すれば明らかである。

本件職権調査の際に体感調査も行われたが、申請人は、調査開始から約20分ほどで苦しくてたまらなくなり、1分ごとの評価をできる状態になかった。

本件職権調査における測定は申請人宅2階の寝室で行われたが、申請人宅1階の居間の方が低周波音をより捕捉できたかもしれない。

本件職権調査の際、本件空調用室外機2が稼働したのは5分だけであり、2台の冷凍用室外機が共に稼働したのは10分だけであるから、職権調査の結果は、申請人が訴えている被害の実態を全く反映していない。

(2) 被申請人の主張

ア 申請人の被害について

不知。

イ 加害行為と被害との因果関係について

申請人が訴えている心身の不調の原因が低周波音であることは否認する。

甲17号証（診断書）によってもそのような診断はされていないし、申請人宅で測定された低周波音が参照値を下回っていることや、申請人の家族が不調を訴えていないこと等からすれば、低周波音と申請人の不調との間に因果関係があるか疑わしい。

仮に、低周波音と申請人の不調との間に因果関係があるとしても、本件店舗と申請人宅とは直線距離にして約150m離れており、本件店舗の室外機から発生する低周波音が申請人宅に影響を及ぼすとは考え難いから、本件店舗の室外機から発生する低周波音と申請人宅で測定された低周波音とは同一性がない。また、本件店舗の開設が平成16年12月であり、本件店舗西側の老人介護施設の開設が平成22年6月であるが、申請人が訴える不調の開始は平成25年4月であり、各施設の開設から平成25年4月までの間、申請人に影響を及ぼしていなかったことからすれば、本件店舗の室外機から発生する低周波音と申請人宅で測定された低周波音とは同

一性がない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実，文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

- (1) 申請人宅と本件店舗の所在場所の距離関係は直線距離にして150mほどであって，その間は住宅街となっているところ，被申請人は，遅くとも平成16年12月頃以降，本件店舗を営業している（前記前提事実(2)，職2）。
- (2) 平成22年6月頃，本件各室外機の西側前方約1m付近に，高さ約2m，長さ約10mにわたってコンクリート壁が設置された（甲1ないし甲3，甲10，職1，審問の全趣旨）。
- (3) 申請人は，平成25年4月頃からエンジンのアイドリングのような低い持続音が聞こえるようになり，その後，めまい，イライラ感，けん怠感，心臓や胃の締め付けられるような感覚を感じ，気力がわかなくなり始めた。申請人は，インターネットで調べる等した結果，申請人に聞こえる音が低周波音であり，申請人の不調の原因が低周波音であると思うようになった。（甲27）
- (4) 申請人は，平成25年秋頃以降，低周波音の音源を探し，郡山市環境保全センターに依頼して低周波音の発生の可能性がある複数の場所（h株式会社屋上風車前，同社駐車場地上面，◇◇◇◇バイパス付近）を測定してもらったが，いずれの場所からも低周波音が出ていないとの回答だった。
申請人は，申請人宅の隣家に設置されているエコキュートと石油暖房ボイラーから低周波音が発生していると確信し，防振ゴムを敷いてもらった。
申請人は，その後も低周波音が発生していると認識している。
（甲18，甲27）
- (5)ア 郡山市環境保全センターは，申請人の申出を受け，平成26年6月20

日、申請人宅1階居間及び本件各室外機近傍において、G特性音圧レベル及び3分の1オクターブバンド音圧レベルを測定した。その測定結果は、別紙3「低周波音調査結果データシート」（測定年月日平成26年6月20日）のとおりであり、調査員の体感（または低周波音圧レベル計の音圧レベルの変化）と苦情者の反応は対応しているとされ、本件店舗において測定された63Hzが卓越周波数であるとされた。

申請人は、その際の低周波音が申請人を苦しめている低周波音と同じものであると感じた。

（甲19，甲22，甲27，職1。なお、申請人の平成28年5月12日付け意見書4頁には、上記測定は被申請人及び本件店舗関係者に事前に知らせることなく実施された旨の記載がある。）

イ 郡山市環境保全センターは、申請人の申出を受け、平成27年1月6日、申請人宅1階居間、本件各室外機近傍、本件店舗の西隣であるe排気口直下、e空調機室外機近傍及びi東側において、G特性音圧レベル及び3分の1オクターブバンド音圧レベルを測定した。その測定結果は、別紙4「低周波音調査結果データシート」（測定年月日平成27年1月6日）のとおりである。

上記の本件各室外機近傍の測定の際、eに設置されている室外機は稼働せず、また、本件各室外機のうち本件空調用室外機1のみが稼働していた。

（甲20，甲27，甲32，職1。なお、申請人の平成28年5月12日付け意見書4頁には、上記測定が被申請人及び本件店舗関係者に事前に知らせることなく、実施された旨の記載がある。）

(6) 前記(3)のような症状があったことから、申請人は、平成27年1月10日、医療法人j心療内科を受診したところ、D医師から「神経衰弱状態 上記のため、不眠も見られ疲弊している。」と診断された（甲17，審問の全趣旨）。

(7) 本件職権調査の結果は次のとおりである（職2，職3）。

ア 本件各室外機の稼働時及び非稼働時の，本件各室外機近傍，中間地点及び申請人宅2階寝室における騒音・低周波音の測定結果並びに対応関係は，別紙5「測定結果及び対応関係表」のとおりである。

イ 本件職権調査において，申請人は，全く感じない場合を「0」とし，今までに最大に感じたのと同程度を「5」とし，その中間を主観的に「1」から「4」として体感の強弱を記録した。本件各室外機の稼働状況と申請人の記録した体感の強弱の推移の特徴的な変化として，①21時32分から21時37分にかけて3.5点から0点に低下し，②21時51分から22時にかけて3点から0点に低下した後再び3点まで上昇し，③22時51分から22時55分にかけて3点から1点に低下した後再び3点まで上昇し，④23時10分から23時15分にかけて3点から0点に低下している。

上記の各体感の変化は，上記各時間帯の本件各室外機の稼働状況と対応関係が見られなかった（本件各室外機の稼働の有無を問わず，申請人宅2階寝室で測定された低周波音の音圧レベルの変動は申請人の体感と必ずしも対応していない。）。

なお，申請人は，本件職権調査開始後13分を経過した頃から頭痛等の不調を訴えた。

2 加害行為について

前記認定事実(5)及び(7)のとおり，本件各室外機の稼働により一定の低周波音が発生している。

3 申請人に生じた症状（被害）について

前記認定事実(6)のとおり，申請人は，平成27年1月10日，医師により神経衰弱状態等の診断を受けた。

4 因果関係について

本件各室外機の稼働により発生する低周波音と申請人に生じた神経衰弱状態等の症状との因果関係について検討する（念のため、本件各室外機の稼働により発生する騒音との因果関係についても検討する。）。

(1) 本件職権調査の結果について

ア 本件職権調査における本件各室外機の稼働状況と申請人宅2階寝室において測定された低周波音等の音圧レベル及び周波数の変動との対応状況

まず、本件各室外機近傍で本件空調用室外機1の稼働により卓越的に測定された20Hz及び31.5Hzの各成分は中間地点及び申請人宅2階寝室においていずれも上昇せず、これらの成分が申請人宅2階寝室に到達したとは認められない。

次に、同じく本件空調用室外機2の稼働により卓越的に測定された40Hz及び100Hzの各成分は、中間地点においていずれも上昇せず、申請人宅2階寝室において100Hz成分のみが上昇している。したがって、本件空調用室外機2の稼働により卓越的に測定された40Hz成分が申請人宅2階寝室に到達していたとは認められない。また、高橋専門委員が指摘するとおり、中間地点において100Hz成分が上昇しなかった以上、申請人宅2階寝室において上昇した100Hz成分は本件空調用室外機2の稼働により発生した100Hz成分が到達したものであるとは考えにくい。

さらに、同じく本件冷凍用室外機1の稼働により卓越的に測定された6300Hz及び8000Hzの各成分は、中間地点及び申請人宅2階寝室において安定的に上昇せず、また、本件冷凍用室外機1及び2の稼働により発生した周波数成分が申請人宅2階寝室に到達したことを示す調査結果もうかがわれない（職2，職3）。

ほかに、本件各室外機の稼働により発生した騒音及び低周波音が申請人宅に到達していることをうかがわせる調査結果は見当たらないし、本件各室外機の稼働状況と中間地点及び申請人宅2階寝室において測定された低

周波音等の音圧レベルや周波数の変動との対応関係をうかがわせる調査結果も見当たらない。

したがって、本件職権調査の結果によれば、本件各室外機の稼働により発生した騒音及び低周波音が申請人宅に到達していたと認めることはできない。

イ 本件職権調査時における本件各室外機の出力について

本件職権調査の際の本件各室外機の稼働時における近傍のオールパスG特性音圧レベルは70 dB前後であることが多く（職2）、前記認定事実(5)のとおり、申請人の意見書によれば、被申請人及び本件店舗関係者に事前に知らせることなく測定されている郡山市環境保全センターによる測定の際の本件各室外機稼働時の近傍のオールパスG特性音圧レベルは69.5 dBから79.5 dB（甲32において、申請人を一番苦しめている低周波音を生じる真ん中の空調用室外機（本件空調用室外機2）が稼働していたと記載されている平成26年6月20日に限れば、オールパスG特性音圧レベルは71.7 dBから73.4 dB）である。このように、郡山市環境保全センターによる調査時と本件職権調査時との各音圧レベルを比較しても本件各室外機の出力に大きな差があったとまでは認められないから（職3）、本件職権調査の結果は、本件各室外機の通常稼働状態において発生する騒音及び低周波音を反映したものであると考えられる。

この点につき、申請人は、平成28年5月12日付け意見書において、本件職権調査の際、本件各室外機の出力が抑えられており、このことは郡山市環境保全センターによる平成26年6月20日及び平成27年1月6日の各測定の際の本件店舗の室外機から発せられている低周波音の音圧レベルと比較すれば明らかである旨指摘するが、これが採用できないことは上記認定説示に照らし明らかである。

ウ その他の本件職権調査の結果に対する申請人の意見について

(ア) 申請人は、本件職権調査の際、本件空調用室外機2が稼働したのは5分だけであり、2台の冷凍用室外機が共に稼働したのは10分だけであるから、本件職権調査の結果は、申請人が訴えている被害の実態を全く反映していない旨指摘する。

しかし、本件職権調査において、申請人の指摘する室外機の稼働時間に室外機から発生する騒音及び低周波音を測定しているのであって、申請人が主張する室外機による低周波音被害の有無を調査する上で、当該室外機が稼働した5分ないし10分の時間は測定時間として決して短い時間とはいえない。また、本件職権調査は、申請人が訴えている被害の実態を明らかにする目的で実施したものではなく、本件において申請人が訴えている被害と発生源の関係等を把握することを目的として実施したものである。そして、上記イのとおり、本件各室外機の出力は郡山市環境保全センターによる測定時と比較して大きな差があったとは認められず、他に本件職権調査における測定の信頼性に疑義を差し挟む事情も見受けられないから、申請人の指摘する本件各室外機の稼働時間も含めて本件各室外機が稼働した状況で、本件各室外機近傍、中間地点及び申請人宅2階寝室における騒音及び低周波音を同時に測定するとともに申請人の体感調査を実施し、その音圧レベルや周波数成分を分析すること等により、本件各室外機の稼働により発生する騒音及び低周波音が申請人宅に伝搬するか否か、本件各室外機の稼働状況とその稼働により発生する低周波音等の音圧レベル及び周波数の変動との対応関係の有無やその低周波音と申請人の体感との間に何らかの対応関係があるかどうかを判断することは相当であるというべきである。

したがって、申請人の上記指摘は理由がない。

(イ) また、申請人は、本件職権調査における測定は申請人宅2階の寝室で行われたが、申請人宅1階の居間の方が低周波音をより捕捉できたかも

しれない旨指摘する。

しかし、申請人宅と本件店舗との距離関係等からして、申請人宅の1階と2階とで低周波音の測定結果に有意な差があるとは考えられないし、そもそも、本件職権調査の結果によれば、本件各室外機の稼働により発生した騒音及び低周波音が申請人宅よりも本件各室外機に近い場所である中間地点に到達していたと認めることは困難であり、上記低周波音が中間地点より更に倍も離れた申請人宅1階の居間に到達していたと認めることはできないから、申請人の上記指摘は理由がない。

- (ウ) さらに、申請人は、体感調査の際に、調査開始から約20分ほどで苦しくてたまらなくなり、1分ごとの評価をできる状態になく、低周波空気振動被害が外因性の自律神経失調症をもたらしているにもかかわらず、医学的見地を無視して行われた拷問のごとき調査方法自体正当性を欠く旨指摘する。

しかしながら、調査方法の適否は、調査の目的、その必要性や調査方法による影響等を総合して判断すべきところ、体感調査は、本件各室外機の稼働により発生する低周波音と申請人の体感との間に何らかの対応関係があるかどうかを判断する目的で実施されたものであって、申請人に生じた神経衰弱状態等の症状が本件各室外機の稼働により発生する低周波音によるものであるのか否かを判断するための方法として有用かつ適切なものである。もっとも、体感調査の性質上、調査にある程度の時間を要し、その間被調査者が低周波音にばく露されることがあるのは避けられない。この点、音源はともかく申請人宅2階寝室で測定された低周波音の音圧レベルの変動が申請人の体感と必ずしも対応していないこと（前記認定事実(7)イ）からすると、申請人の体調不良が低周波音のばく露によるものであるとは断定できないが、そのことは暫く措き、もとより被調査者の体調に配慮すべきであるところ、本件においては申請人

の体調不良に配慮して調査時間を短縮していることや申請人も不調を訴えながらも体感した音の内容や音の強弱・高低を自ら記録していること（職2）等に鑑みると、申請人の体調不良が体感調査の結果に大きな影響を及ぼしたと認めることはできず、本件における体感調査が不適切なものであったとはいえない。

したがって、申請人の上記指摘は理由がない。

エ 以上のとおり本件各室外機の稼働により発生した騒音及び低周波音が申請人宅に到達していたとは認められないことに加え、本件各室外機の稼働状況と申請人の体感との対応関係が認められないこと（前記認定事実(7)イ）からすると、本件職権調査の結果によっても、本件各室外機の稼働により発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた神経衰弱状態等の症状との因果関係を裏付けることはできない。

(2) 郡山市環境保全センターの測定結果について

郡山市環境保全センターによる平成26年6月20日及び平成27年1月6日の各測定は、いずれも本件各室外機の近傍と申請人宅1階居間の2か所で低周波音を同時に測定したものではないから、その測定結果は、本件各室外機の稼働状況と申請人宅1階居間において測定された低周波音との対応関係を反映したものではなく、本件各室外機の稼働により発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた神経衰弱状態等の症状との因果関係を裏付けるには十分なものではない（このことは、申請人作成の平成28年7月25日付け意見書に記載されているように郡山市環境保全センターによる測定自体が間違いでなかったとしても異なる。）。

(3) その他の申請人の主張について

以上のほか、申請人は、申請人が本件各室外機近傍において生じる低周波音が申請人を苦しめている低周波音と同じものであると感じたこと、郡山市環境保全センターの担当者が申請人が訴えている低周波音は本件店舗からの

ものである可能性が高い旨述べていること、郡山市環境保全センターによる上記各測定の際、B宅のエコキュート及びC宅の石油暖房ボイラーはいずれも稼働を停止していたこと、申請人は、平成27年4月24日から同年5月2日まで申請人宅を離れ、申請人宅に戻ってきた後数日にわたって低周波音が聞こえなかったが、その際は本件店舗の室外機が稼働していなかったこと等主張している。しかし、本件職権調査の結果に鑑みれば、本件各室外機の稼働状況と申請人宅2階寝室において測定された低周波音等の音圧レベルや周波数の変動との対応関係があるとは認められないし、前記(1)イのとおり、本件職権調査の結果は本件各室外機の通常の稼働状態において発生する騒音及び低周波音を反映したものであると考えられるから、これに反する申請人の上記主張は、本件各室外機から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた神経衰弱状態等の症状との因果関係を的確に裏付けるものではない。

- (4) 以上によれば、本件各室外機から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた神経衰弱状態等の症状との間に因果関係があるとは認めることができず、他にこれを認めるに足りる証拠はないから、申請人に生じた神経衰弱状態等の症状の原因が本件各室外機から発生する低周波音であるとは認められない。
- 5 よって、本件裁定申請は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成28年11月22日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 松 田 隆 利

(別紙省略)